年　組　名前　　令和　年　月　日

保護者殿

都留市立都留第二中学校
校長　岩澤　宏行

出席停止の指示について

今般，お子さまが学校感染症（　　）にかかられたという連絡を受けました。学校保健安全法第１９条，学校保健安全法施行規則第１８条の規定により，出席停止を指示いたします。

なお，医師から学校への登校許可がでましたら医師より裏面の証明書に記入の上，学校に提出してください。

学校において予防すべき感染症

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中等呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）	治癒するまで。
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻しん	解熱した後３日をすぎるまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹がか皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。）	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで。
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、手足口病、伝染性紅斑、その他感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

感染症発生による出席停止についての証明書

学校長殿

都留市立都留第二中学校

年　　組　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

病　名　（　　）

治療期間　　月　　日　～　　月　　日

上記の通り証明する。

令和　　年　　月　　日

医師名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印